

令和 8 年度「食文化プラットフォーム事業」委託実施要項

令和 8 年 5 月 8 日
文化庁次長決定

1. 趣 旨

近年、生活様式の変化等により、食に関する風俗慣習や技術について、十分な継承がなされず、その多様性が失われつつある。国民共有の財産である我が国の食文化を確実に次世代に継承するとともに、食文化を地域の活性化等に活用することで更なる振興を図ることが課題となっている。令和 3 年に取りまとめられた文化審議会文化政策部会食文化ワーキンググループ報告書「今後の食文化振興の在り方について～日本の魅力ある食文化を未来につなげるために～」において、国は、食文化に関する調査・研究等の基盤整備として「食文化に関わる研究者間及び産官学間の幅広い関係者の全国規模での交流の促進、連携体制の構築」等に取り組むべきと指摘された。

その後、令和 7 年度「食文化の研究者等の連携体制の構築等に関する調査」では、有識者会議による提言の中で、食文化の研究者（以下「研究者」という。）及び料理人、食品製造者、ジャーナリスト等の食に関わる実務者（以下「実務者」という。）の連携を促進する場（以下「プラットフォーム」という。）の創設に向けて、「人的ネットワークの可視化等を通じてその基盤整備を図るとともに、食文化のアーカイブをデジタルで構築するなど、産官学が連携した取組を支援することが当面取り組むべき事項である」と示された。

このため、本事業では、分散して蓄積されてきた我が国の食文化に関する既存の調査研究成果を体系的に整理・可視化するとともに、関係する実務者、研究者、地方公共団体等の間に共有と対話の機会を創出し、食を文化財として捉えることの意義を明確化することにより、日本の各地の食文化振興をより一層活性化させる契機とすることを目的とする。

2. 委託業務の内容

プラットフォームの創設に向けて、別に定める仕様書に基づき、業務を行う。

3. 業務の委託先

委託先は、下記（１）から（４）までの要件を全て満たす法人又は団体（以下「団体等」という。）とする。

- （１）定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること。
- （２）団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。
- （３）自らを経理し、監査する等会計組織を有すること。
- （４）団体活動の本拠としての事務所を有すること。

4. 委託期間

契約を締結した日から契約期間満了日までとする。

5. 委託手続

- (1) 団体等が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文化庁に提出すること。
- (2) 文化庁は、上記により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、団体等と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。

6. 委託費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費（人件費、事業費（諸謝金、旅費、借損料、会議費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、保険料、雑役務費、消費税相当額）、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、団体等が本契約の定め違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部または一部について返還を命じることができる。

7. 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

8. 業務完了（廃止）の報告

団体等は、業務が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了した日から30日以内、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなくてはならない。

9. 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記8の委託業務完了（廃止）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、団体等へ通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10. その他

- (1) 文化庁は、団体等における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。

- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 団体等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領（平成20年2月1日付け文化庁次長決定）に定めるところによる。